

県自然環境保全地域及び緑地環境保全地域等の許可、届出等の事務取扱要領

目次

第1章 総則

第2章 許可

第3章 届出

第4章 違反行為等

第5章 事務処理等

附 則

第1章 総則

(趣旨)

第1 自然環境保全条例（昭和47年宮城県条例第25号。以下「条例」という。）に規定する行為に関する許可、届出、違法行為等に関する事務取扱については、条例及び自然環境保全条例施行規則（昭和50年宮城県規則第68号。以下「規則」という。）、自然環境保全審議会条例（昭和47年宮城県条例第26号）及び事務決裁規程（昭和35年宮城県訓令甲第24号。以下「決裁規程」という。）の定めによるほか、この事務取扱要領で定めることとする。

第2章 許可

(許可申請の事前指導)

第2 許可申請に関し相談を受けたときは、申請に係る行為の内容及び申請書の内容が条例及び規則に照らし、適切なものになるよう指導することとする。

2 指導に当たっては、行政手続条例（平成7年宮城県条例第30号）第30条から35条までの規定に留意するものとする。

(許可申請書の審査等)

第3 地方振興事務所長及び地方振興事務所地域事務所長（以下「所長」という。）は、許可申請書の提出があったときは、行政手続条例第7条の規定に留意し、当該申請書について不備又は不足するものがないことを確認し、不備又は不足するものがある場合には相当の期間を定め、申請者に補正させた上でこれを審査し、その内容が決裁規程第3条に規定する専決事項にあっては所長が処理し、その他のものにあつては別紙様式第1号により環境生活部長（以下「部長」という。）に進達するものとする。

2 上記の進達は申請書が提出された日（申請書の不備又は不足について補正を求めた場合にあつては補正がなされて受理した日）から起算して原則として15日以内に行うこととする。

この場合において、書類の不備等の補正の要求について相当の期間を経過しても補正がなされない場合にあつては、行政手続条例第7条の規定により申請を拒否する処分を行うこととする。

(各種行為の主従の判断)

第4 許可申請の内容に、木竹の伐採や土地の形質変更等を伴う場合など条例第18条第1項各号に掲げる複数の行為が含まれている場合は、主たる行為を許可対象行為とし、その他の行為は関連行為として申請書にその旨を明記させるものとする。ただし、当該関連行為が通常必要とされる行為の範囲を超えると判断される場合には、それぞれ許可

申請させるものとする。

(関連した諸行為の取り扱い)

第5 地質調査ボーリングとダム等の建設、発電所建設と送電線建設、温泉ボーリングと給湯管付設等一定の計画に基づいて行う関連した諸行為については、あらかじめ当該諸行為の計画の概要を当初の許可申請書に添付させ、計画全体につきその適否を判断することにより、諸行為に対する処分が矛盾することのないようにするものとする。

(許可に際しての条件)

第6 許可に当たっては行為の目的、期間又は着手若しくは完了の日、その他自然環境保全のために必要な事項を書面にて明示するものとする。

(審議会への諮問)

第7 許可申請の内容が、自然環境の保全に支障を及ぼす恐れがあり、審議の必要があると認められる場合は、宮城県自然環境保全審議会自然環境部会（以下「自然環境部会」という。）に諮るものとする。

(不許可処分)

第8 自然環境に影響を及ぼす恐れがあるため不許可処分を行う場合には、行政手続条例第8条の規定により、処分の内容を通知する書面（以下「指令書」という。）に理由を明示するものとする。

この場合において、所長は所長専決事項の許可申請のあった者に対し、不許可処分を行う場合には、あらかじめ許可申請書の写しを添えて、別紙様式第2号により部長に協議するものとする。

(処理期間)

第9 条例第18条第1項及び条例第20条第3項第6号の規定による許可については、申請書の提出のあった日から起算して原則として30日以内に処理するものとする。

第3章 届出

(届出の事前指導)

第10 届出に関し相談を受けたときは、届出に係る行為の内容が条例及び規則等に照らし、適切なものとなるよう指導するとともに、事前相談のあった届出内容が次の事項に該当する場合は、原則としてその行為を実施しないように指導するものとする。

この場合において、行政手続条例第30条から第35条までの規定に留意するものとする。

(1) 保全地域として指定した主要因を含むこととなる地域の自然環境を損なう恐れのある行為の場合

(2) 希少種、分布限界種等の貴重な植生、植物を有する地域及び希少種、分布限界等の貴重な動物の生息する地域の自然環境を損なう恐れのある行為の場合

2 事前指導にあたっては、普通地区及び緑地環境保全地域（以下「普通地区等」という。）を適正に保全するため、次に掲げる事項により指導するものとする。

この場合において、行政手続条例第30条から第35条までの規定に留意するものとする。

- (1) 条例第21条第1項第1号及び条例第26条第1項第1号に規定する建築物その他の工作物（以下「建築物等」という）の新築、改築又は増築を行う場合、次のイからトまでのいずれかに該当することとし、かつ自然環境に著しい影響を及ぼさないものであること。
- イ 既存の建築物の改築又は増築、災害復旧のための新築又は学術研究その他公益上必要と認められる建築物で当該地域以外の地域においてその目的を達成することができないものであること。
 - ロ 自己の居住の用に供される住宅の新築、改築又は増築にあつては、分譲等住宅でないものであること。
 - ハ 農林漁業用等を営むために必要な建築物等であること。
 - ニ 仮設の建築物等にあつては、撤去後の跡地復元が明らかなものであること。
 - ホ 道路にあつては次の各号に該当していること。
 - ① 在来種による法面の緑化に配慮されたものであること。
 - ② 線形を地形に順応させることにより、大規模な切り土又は盛り土を伴わないよう配慮されたものであること。
 - ③ 切り土又は盛り土部分の土砂が流出又は崩壊しないよう十分配慮されたものであること。
 - ④ 適切な排水対策が講じられたものであること。
 - ⑤ 残土の処理が適切に行われるものであること。
 - へ 太陽光及び風力発電等の再生可能エネルギー発電施設にあつては、次の各号に該当していること。
 - ① 当該発電施設の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該発電施設を撤去した後に緑化等跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。
 - ② 当該発電施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること。
 - ③ 野生動植物の生息又は生育上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。
 - ④ 当該発電施設の新築、改築及び増築による土砂及び汚濁水の流出防止対策に配慮されたものであること。
 - ト イからへに掲げる建築物等以外の建築物等にあつては、当該行為の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に及ぼす影響が必要最小限となるものであること。
- (2) 条例第21条第1項第2号及び条例第26条第1項第2号に規定する宅地の造成、車道の開設、土地の開墾、その他土地の形質変更を行う場合は、次のイ又はロに該当することとし、かつ自然環境に著しい影響を及ぼさないものであること。
- イ 宅地の造成にあつては、第10第2項（1）に該当する行為に伴うものであること。
 - ロ 車道の開設、土地の開墾、その他土地の形質変更にあつては、当該行為の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に及ぼす影響が必要最小限となるものであること。
- (3) 条例第21条第1項第3号、条例第26条第1項第3号に規定する鉱物の掘採又は土石の採取を行う場合、次のイからホまでのいずれかに該当することとし、かつ自然環境に著しい影響を及ぼさないものであること。
- イ 既存の泉源、水源等の堀かえのために行われるものであること。

- ロ 農林漁業等の用に供するために慣行的に行われるものであること。
 - ハ 学術研究その他公益上の必要があると認められるものであって、当該地域以外の地域においては、その目的を達成することができないと認められるものであること。
 - ニ 掘採又は採取後の跡地が整理され植生復元の計画があること。
 - ホ 河川に推積した砂利又は農地等の砂利を採取するものであって、採取前の状態に復元することが確実であること。
- (4) 条例第21条第1項第4号、条例第26条第1項第4号で規定する水面の埋立て又は干拓を行う場合、次のイからハまでのいずれかに該当することとし、かつ自然環境に著しい影響を及ぼさないものであること。
- イ 学術研究その他公益上必要と認められるものであること。
 - ロ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。
 - ハ 農林漁業等の用に供されるものであること。
- (5) 条例第21条第1項第5号で規定する特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせる行為を行う場合は次のイからハまでのいずれかに該当することとし、かつ自然環境に著しい影響を及ぼさないものであること。
- イ 学術研究その他公益上必要と認められるものであること。
 - ロ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。
 - ハ 農林漁業等の用に付随して行われるものであること。
- (6) 条例第21条第1項第1号から第5号及び条例第26条第1項第1号から第4号で規定する行為の種類に関わらず、その行為に伴う土地形質変更面積（建築物等の水平投影面積を含む）が20ha以上とならないものであること。

(届出の審査等)

第11 所長は、普通地区等における行為の届出書の提出があったときは、行政手続条例第7条の規定を留意し、当該届出書について不備又は不足するものがないことを確認し、不備又は不足するものがある場合には相当の期間を定め、届出者に補正させた上でこれを審査し、その内容が所長専決事項にあっては所長が処理し、その他のものにあっては別紙様式第1号により部長に進達するものとする。

2 上記の進達は届出書が提出された日（届出書の不備又は不足について補正を求めた場合にあっては補正がなされて受理した日）から起算して原則として15日以内に行うこととする。

この場合において、書類の不備等の補正の要求について相当の期間を経過しても補正がなされない場合にあっては、行政手続条例第7条の規定により届出を拒否する処分を行うこととする。

3 受理した届出書については、次に掲げる事項について審査し、条例第21条第3項及び条例第26条第3項により、届出に係る行為の禁止、制限又は必要な措置を命ずる必要があると認められるときは、同項に規定する期限内に行為の禁止、制限又は必要な措置を命じるものとする。

ただし、届出書の内容の不備その他の事由により指導を要する場合はこの限りではない。

- (1) 保全計画との関係
- (2) 行為地及びその付近の状況
- (3) 行為の施行方法の適否

- (4) 自然環境に及ぼす影響
- (5) 禁止制限措置に関する意見
- (6) 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可その他の処分、又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況及び処分の見通し
- (7) 土地所有者の諾否
- (8) その他禁止制限措置の判断に当たり必要な事項

(各種行為の主従の判断)

第12 普通地区における各種行為の主従の判断については第4の規定を準用するものとする。

(特別地区と普通地区等で一体的に行われる行為)

第13 普通地区等内において届出を要する行為が特別地区内で許可を要する行為と一体的に行われる場合は、特別地区内の許可申請書をもって処分するものとする。

(届出者に対する通知)

第14 届出に係る行為の内容が普通地区等における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、条例第21条第7項又は条例第26条第7項の規定により着手制限期間を短縮するとともに、その旨を届出者に対して書面により通知するものとする。

(普通地区等における届出に対する措置命令)

第15 条例第21条第3項及び条例第26条第3項における「自然環境の保全のために必要があると認められるとき」とは、届出に係る行為の内容が、第10第1項に掲げる事項に該当する場合とする。

2 条例第21条第3項及び条例第26条第3項の規定に基づき、禁止、制限又は必要な措置を命ずる処分（以下「措置命令等」という。）を行おうとする場合には、行政手続条例第27条から第29条までの規定により弁明の機会を付与するものとし処分に当たっては指令書にその理由を明示するものとする。

3 開発行為に係る調査をする必要があるとき、弁明の機会の付与に時間を要するときその他届出を受理した日から30日以内に措置命令等の処分が行うことができない合理的な理由があるときは、その期間を延長することとし、その旨及び延長する理由を別紙様式第3号により届出した者に対し通知するものとする。

第4章 違反行為等

(違反行為の予防及び発見)

第16 所長は、次の事項に留意するとともに、違反行為の予防及び発見に努めるものとする。

- (1) 関係市町村と連携し、区域内及び周辺地域の住民、事業者等に対し、条例等の趣旨及び規定内容を機会あるごとに周知することとする。
- (2) 指定図等を常に整理し、関係者の求めに応じ随時供覧できるよう備えることとする。
- (3) 巡視を励行するとともに、自然保護員等に対しても違反行為の予防のために便宜巡視するよう指導することとする。
- (4) 申請者又は届出者に対し、許可処分を受ける前又は着手制限期間前に行為に着手

しないよう指導することとする。

(5) 条件を付して許可された行為又は措置命令等が行われた行為については、当該条件又は措置命令等を履行するよう指導することとする。

2 所長は違反行為が疑われる行為を発見したときは次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 速やかに調査を実施し、行為概要、行為箇所、行為者など、現地の状況や情報提供者、関係機関等から可能な限り情報を得るよう努める。ただし、発見された時点で明らかに違反と判断される場合は、速やかに、違反行為を行った者（以下、「違反行為者」という）に対して、口頭による行為の中止を指示する。

(2) 前号の調査により、当該行為が違反と認められる場合は、違反行為者に行為の中止を指示するとともに、調査の結果について様式第4号により速やかに部長に報告するものとする。ただし、当該違反行為が所長専決事項に該当する規模・内容のものにあっては、所長が所要の措置を講じるものとし、当該行為の概要及び調査結果並びに措置の内容について、上記の例により部長に報告するものとする。

(3) 違反行為の中止を指示した時点で、当該違反行為により災害の発生の可能性がある認められる場合には、早急に災害防止のための応急措置を講ずるよう指導するものとする。

(4) 当該違反行為が他の法令等の規定による違反行為と重複すると考えられる場合には、速やかに当該法令に係る関係機関に連絡するものとする。

(軽微な違反行為に対する行政指導)

第17 部長及び所長は、当該違反行為が許可及び届出に関する基準に適合するものであって、条例第22条（条例第27条において準用する場合も含む。）の規定による処分を命ずる必要がないと認められる場合には、始末書のほか、許可申請書及び届出書に添付させる図面に準じたものを提出させ、書面による嚴重注意処分を行うものとする。

(違反行為に対する中止命令等)

第18 条例の規定に違反する事実を確認し、自然環境の保全のため必要があると認め、条例第22条又は第27条の規定により、その行為に対し中止又は原状回復命令等、必要な措置を命ずる処分（以下「中止命令等」という）を行おうとする場合には、行政手続条例第27条から第29条までの規定により、弁明の機会を付与するものとし、その旨を通知することとする。

2 部長又は所長は必要に応じ、前項の規定による手続きを行うに先立ち、行為者に対して指示書により違反行為の是正を、履行期間を付して指示するとともに、当該指示に対する措置内容等について回答書を提出させるものとする。

3 違反行為の態様が悪質であり、中止命令等または原状回復等の措置をとらない場合など、特に必要と認める場合は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条及び第241条の規定により告発の手続きをとることを検討するものとする。告発に当たっては、あらかじめ司法当局と調整を行うものとする。

(違反行為に係る協議)

第19 所長は、違反行為に係る所要の措置等を講ずるに当たり、所長が必要と認める場合には、様式第5により部長へ協議するものとする。

第5章 事務処理等

(指令書等の交付)

第20 部長又は所長は、処分した行為に係る許可指令書又は受理書を許可申請者又は届出者に交付するとともに、その写しを関係市町村長へ送付するものとする。この場合において、部長は当該写しを所長へも送付するものとする。

(許可済標識の掲出)

第21 部長又は所長は、許可指令書又は受理書を許可申請者及び届出者に交付する際には、別途通知（昭和58年3月29日付環保第609号）に基づいた許可済標識の掲出を指導するものとする。この場合において所長は、許可指令書又は受理書の写しを関係自然保護員に送付するとともに許可又は届出のあった行為の内容について巡回指導するよう指示することとする。

(国又は地方公共団体が行う行為)

第22 条例第21条第5項又は条例第26条第5項の規定による国、県の機関又は市町村等が行う行為に係る協議又は通知は、この要領の規定に準じて取り扱うものとする。

(所長専決事項の報告)

第23 所長は所長専決事項で処理した行為について、前年度分の処理状況を毎年4月20日までに別紙様式第6号により部長へ報告することとする。
2 不許可処分及び措置命令等を行った場合は速やかに別紙様式第7号により部長へ報告することとする。

(その他)

第24 その他事務取扱上、必要な事項についてはその都度別に定めるものとする。

附 則

この要領は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和3年2月5日から施行する。